
公益信託武蔵野銀行みどりの基金 2026 年度（第 34 回）助成金給付 募集要項

公益信託武蔵野銀行みどりの基金

委託者 株式会社武蔵野銀行

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

本公益信託は、埼玉県を基盤とする地域金融機関として「地域共存」「顧客尊重」の経営理念を掲げている株式会社武蔵野銀行が資金を提供し、埼玉県内における自然環境の保全及び創出活動を助成することにより、美しく住み良い環境づくりに貢献することを目的としております。

この度、2026 年度の助成金給付先を募集いたしますので、本募集要項をご覧の上、お申し込みください。

<募集要項>

1. 応募資格

埼玉県内の営利を目的としない法人・団体もしくは個人
※原則として、連続して3年間助成を受けた団体等は申請できません。

2. 対象事業

埼玉県内の自然環境保全及び創出に資する活動
※以下のように分類・区分します。

①自然環境の保全及び創出に資する事業

- ・ 動植物保護育成のための自然環境の保全及び創出活動
（植物、野鳥、獣類、魚類、昆虫などの動物の保護育成）
- ・ 特異地質、地形等の保全活動
- ・ 自然環境の保全及び創出に必要と認められる美化、整備活動
（単なる園芸、外来種等の植生は除く）
- ・ その他自然環境の保全及び創出活動

②自然環境の保全及び創出のために必要と認められる普及啓発に関する事業

- ・ セミナー、自然観察会などの開催
- ・ 自然環境保全及び創出を題材としたキャンペーン活動
- ・ 自然環境保全及び創出に関する冊子等の発行（有償のものは除く）
- ・ 指導者の研修、養成のための活動
- ・ その他自然環境保全及び創出のために必要な普及啓発活動

③自然環境の保全及び創出活動を促進するために必要な調査研究

- ・ 自然環境の調査研究（動植物の生態調査など）
- ・ 調査研究のための資料、文献収集
- ・ 調査研究会の開催
- ・ その他自然環境の保全及び創出活動を促進するための調査研究

3. 助成対象期間

2026 年 4 月 1 日（水）～ 2027 年 3 月 31 日（水）
※上記の期間中に実施する事業を助成の対象とします。

4. 助成金額 必要金額の範囲内でかつ 100 万円以下（1 万円単位）
（但し、飲食代金・保険費用・謝礼金、所属員の手当等は基本的に助成金対象外となります。また、選考審査により、その他の経費項目も助成金対象外となる場合がございます。）
5. 申請書配布開始日 2025 年 10 月 1 日（水）
6. 申請書配布場所 武蔵野銀行の営業店窓口にて配布しております。
また武蔵野銀行ホームページからもダウンロードすることができます。
(<https://www.musashinobank.co.jp>)
7. 申請受付期間 2025 年 10 月 1 日（水）～2025 年 12 月 12 日（金）
8. 申請方法 所定の「助成金給付申請書」に必要事項を記入し、以下の募集窓口にご郵送ください。
※給付金で 3 万円以上の物品購入や冊子発行等を希望する場合、見積書の添付が必要です。
※ご提出いただいた書類はご返却いたしません。
- ＜募集窓口・お問い合わせ先：本基金受託者＞
〒164-0001 東京都中野区中野 3-36-16
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 リテール受託業務部 公益信託課
（フリーダイヤル）ＴＥＬ：0120-622372
（平日 9 時～17 時 土・日・祝日等を除く）
9. 給付先・給付金額 2026 年 2 月から 3 月頃に、学識経験者等からなる運営委員会で審査を行い、給付先および給付金額を決定いたします。
なお、審査の結果につきましては、受託者(三菱ＵＦＪ信託銀行)より全申請者に書面にてお知らせします。
※給付先には受託者(三菱ＵＦＪ信託銀行)より「助成金振込口座指定書」をお送りします。
10. 助成金給付 2026 年 4 月に助成金贈呈式を執り行い、ご指定口座に助成金をお振込します。
※贈呈式につきましては、委託者である武蔵野銀行より別途ご案内状をお送りします。
11. 報告書提出 助成金振込後、受託者(三菱ＵＦＪ信託銀行)より「助成金使用報告書」をお送りしますので、期限までに受託者(三菱ＵＦＪ信託銀行)宛てご提出ください。
なお、報告書には、領収書を添付していただきます。
(団体の場合、領収書の宛名は団体名のものに限りません。また、日付および但し書きのないものは無効となり、返還金の対象となる恐れがありますのでご注意ください。)
12. 条件その他 原則として、同一団体等への助成は連続して 3 年間までとします。

13. その他留意事項
- ①次のいずれかに該当するときは、受託者から助成金の返還を求めます。
- ・ 偽りその他不正な手続により助成金給付を受けたことが判明したとき
 - ・ 助成金を、助成目的以外のために費消したとき
 - ・ 助成金の剰余が発生したとき
 - ・ 「助成金使用報告書」に偽りや不正があったとき
- ②次のいずれかに該当したときは、受託者に速やかにご連絡ください。
なお、場合により、給付金をご返還いただくことがあります。
- ・ 団体等が解散するとき
 - ・ 助成対象事業が中止または継続不能となり、目的を達成できないとき
 - ・ 助成対象事業が2027年4月1日以降に延期になったとき
 - ・ 助成対象事業の目的・内容・収支計画が大幅に変更となったとき

以 上

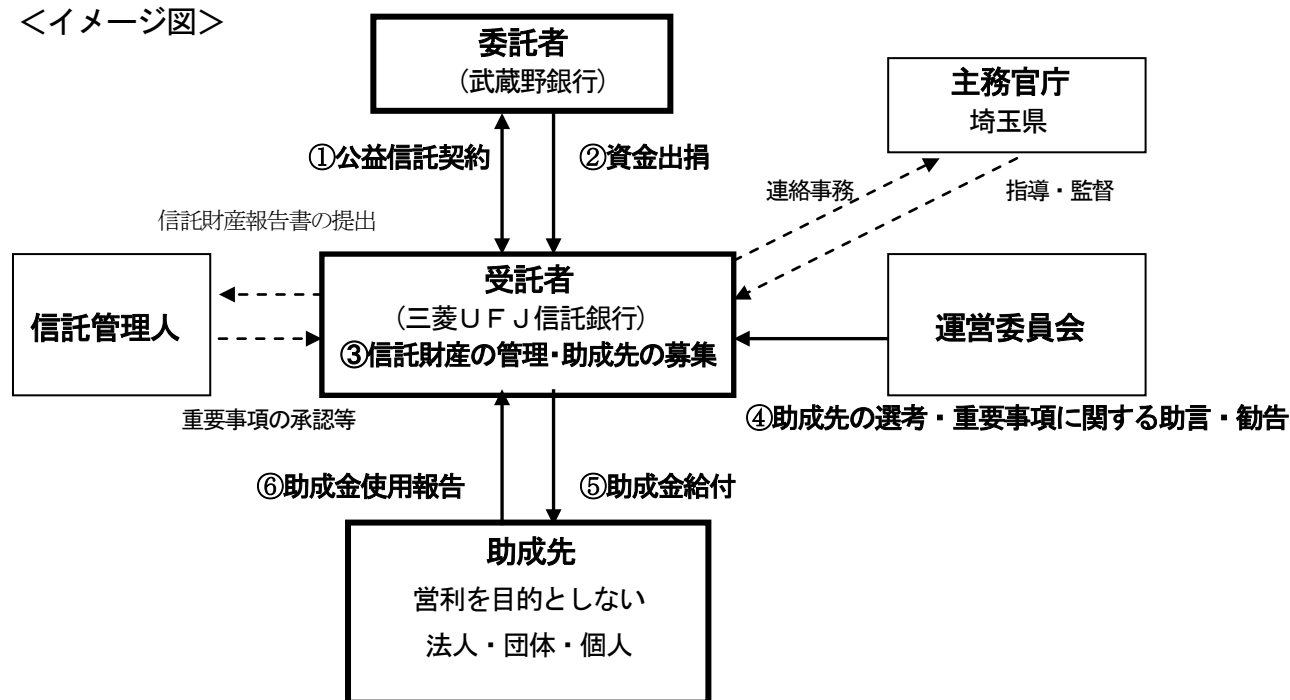
○公益信託とは

公益を目的として委託者が金銭を「公益信託ニ関スル法律」に基づき、受託者に信託し、受託者によって公益目的の実現のため信託財産を管理・助成活動を行う制度です。

○公益信託武蔵野銀行みどりの基金の概要

名 称	公益信託武蔵野銀行みどりの基金
財 産	160 百万円（2025 年 3 月末現在）
目 的	埼玉県内における自然環境の保全及び創出に資する活動に対する助成を行い、もって美しく住み良い環境作りに貢献する。
委 託 者	株式会社武蔵野銀行
受 託 者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
主務官庁	埼玉県

＜イメージ図＞



＜助成金給付までの流れ＞

- ① 主務官庁（埼玉県）の許可を受けて、委託者（武蔵野銀行）と受託者（三菱ＵＦＪ信託銀行）との間で、公益信託契約を締結しております。
- ② 委託者は、金銭を受託者へ信託しております。
- ③ 受託者は、公益信託の目的に従い、信託財産を管理し、助成候補先を募集します。
- ④ 学識経験者からなる運営委員会にて助成先の選考や助成金額の決定を行い、受託者に勧告します。
- ⑤ 受託者は、運営委員会の勧告に基づき、その公益信託の目的に沿った助成先に助成金を交付します。
- ⑥ 助成先は助成目的に沿った活動を行い、活動結果を受託者に報告します。

＜参考＞

※受託者は、信託管理人に、計算期間ごとに「信託財産状況報告書」を提出します。

※受託者は、主務官庁に公益信託に関する連絡事務を行います。

※信託管理人は、公益信託の予算・決算等、受託者の重要事項の承認等を行います。

※主務官庁は、受託者が事業を適正に行っているか指導・監督等を行います。